

事務所便り

平成30年12月号
平成30年12月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

一気に雪が降り、凍るわ、滑るわで、大変です。
転ばないように、気遣いすぎるのか、あちこち、コチコチになっています。

今年もありがとうございました

税理士 鎌田 ふくみ

今年は大バハ生誕333年とのことです。

ちょっと旧聞に属しますが、先月、クリスマスオラトリオ全曲演奏会に行ってきました。

東京オペラシティコンサートホール、バハコレギウムジャパン、鈴木雅弘指揮。

合唱16人、古楽器15人程度の小編成のためか、はじめは音が小さいのかなあ、と感じたものの、その感覚も次第に消えて、いいものに触れ合えたと思います。

クリスマスシーズンになると、車載CDでよく聞く曲です。

とはいえ、全曲約2時間のうち、よく聞くのは出だしのところ。さすがに後半はなじみが薄く、ちらちら、とりとめのない思いが浮かんで消えてゆきます。

バハの大曲は、大阪で聞いたカールリヒター、ミュンヘンバハの口短調ミサ以来だなあ、あの時の編成ってどうだったんだろう、などなど。

細かいことは、もう思い出せないのですが・・・今は昔、みたいな話ですね。

この頃思うのですが、経験した多くのことが記憶にとどまらなくても、その忘れてしまったものの集合で、今の自分が出来上がっているのでしょうか。

終演後、娘の家に寄って、演奏会に行ってきた話を伝えたところ、バハには特に関心はなさそうでしたが、「オペラシティの上階にある美術館で学生時代にバイトしてた」というので、びっくりしました。こちらも、やや昔話に近くなってきました。

自分のつもりでは、ちょこちょこ東京に行って、新しい施設は訪れないまでも、耳にはいる、くらいの気持でいたのに、比較的新しい建物だなあ、と感じた施設がそんなに前からあったとは。

東京はいつ行っても、何か建設中です。大きなブロックごとに大構造物ができていきます。ほかの都市にはあまり行く機会がないので、「東京一極」という言葉にさらっと納得しがちです。

函館は、このところホテル建築ラッシュです。ここ数年、あちこちのホテルが改装されているのは見聞きしていましたが、近頃は新棟建設がしきりに取りざたされています。

将来は、日本の人口より海外観光客のほうが多くなる、と予測する向きもあるようです。函館で言えば、市民より観光客のほうが多くなるはずという期待が大きいのだと思います。元気な新年になってほしいものです。よいお年をお迎えください。

法定調書について

スタッフ 内田 優

法定調書とは、所得税法等の規定により税務署に提出が義務づけられている資料をいい、主なものには「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」などがあります。

支払先および支払金額により提出義務の有無が決まり、提出義務がある（提出範囲内の）場合、下記の法定調書については平成 31 年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出しなければなりません。

税務署へ提出する必要がある法定調書の具体例をいくつかご紹介いたします。

法定調書の種類	区分	提出範囲
給与所得の源泉徴収票	法人の役員、及び平成 30 年中に役員であった方	平成 30 年中の給与等の支払金額が 1 5 0 万円を超えるもの
	年末調整をした従業員	平成 30 年中の給与等の支払金額が 5 0 0 万円を超えるもの
	扶養控除等申告書の提出が無く年末調整をしなかった従業員	平成 30 年中の給与等の支払金額が 5 0 万円を超えるもの
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	外交員、集金人等の報酬	同一人に対する平成 30 年中の支払金額の合計が 5 0 万円を超えるもの
	税理士、社会保険労務士等の報酬	同一人に対する平成 30 年中の支払金額の合計が 5 万円を超えるもの
	講演等を行う講師の報酬	同一人に対する平成 30 年中の支払金額の合計が 1 5 万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	土地・建物の賃借料、権利金、更新料等 ※法人へ支払う分については権利金、更新料等のみを提出	同一人に対する平成 30 年中の支払金額の合計が 1 5 万円を超えるもの

マイナンバー制度により、法定調書を税務署に提出する場合には、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載が必要です。

上記の法定調書を作成する件数が多い場合には、早めにマイナンバーの収集をしておくことをお勧めします。

なお、市町村へ提出する「給与支払報告書」については、提出範囲が法定調書とは異なり、金額の多少に関わらず、従業員全員分を提出します。詳しくはスタッフにご相談ください。

営業時間のお知らせ

事務所営業時間は 12 月から 5 月まで 9 : 00 ~ 18 : 00 です。

なお、12 月 29 日から 1 月 6 日まで、年末年始休暇をいただきます。

よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。